

【様式1】

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を申請します。
私が現在、日本学生支援機構の奨学生である場合は、日本学生支援機構が保有する私の口座情報を本緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

		提出年月日	令和 4年 1月 4日	
所属する学校名		京都大学		
学籍番号		1234567890		
氏名	カナ (姓)	キョウト	カナ (名)	ダイガク
	漢字 (姓)	京都	漢字 (名)	大学
生年月日 (和暦)		昭和・平成 10年 1月 1日生	電話番号	123-4567-8900
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。				

京都大学での学籍番号を
ハイフンを入れずに10桁で記入
してください

提出いただいた書類の内容等について確認
させていただく場合があります。携帯電話
など日中に連絡のとれる電話の番号を記入
してください。

2. 振込先情報

※ 日本学生支援機構の奨学生は記入不要です。ただし、日本学生支援機構の奨学生であっても日本学生支援機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生等の学びを継続するための緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください（日本学生支援機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です）。

口座名義 (カナ氏名) ※通帳記載の口座名義人を記入	
-------------------------------	--

(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農協	支店 営業所 出張所
金融機関コード	店舗コード	
預金種別	普通預金	
口座番号 ※右詰で記入		

(ゆうちょ銀行)

ゆうちょ銀行	記号								
	番号								

3. 申し送り事項

- ※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることや、大学等独自の授業料減免の申請状況など、大学等に申し送りすることがあれば記入ください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。
- ※ 予定していたアルバイトが減った場合等は、そのような事情を記入ください。

(例 大学1年生)
家族構成は父母と高校2年生の弟、私の4人である。
私がこの4月から入学し京都に下宿(家賃:5万円)している。
毎月の生活は、仕送り(月6万円)、学生支援機構の第一種奨学金(4万円)のほか、アルバイトをして賄おうと考えていた。
しかし、コロナの影響で4月から予定していたアルバイトが断られ、予定していた月6万円の収入が見込めない。8月から始めた別のアルバイトで現在、月3万円の収入を得ている。
また、父親の収入に影響はないが、母親のパート先が倒産し、パート収入(月8万円)がなくなった。母親のパート収入がなくなった状況で実家からの仕送りの追加は見込めない状況である。

(例 大学2年生以上)
家族構成は父母と社会人の兄と高校3年生の妹、私の5人である。
兄は独立して暮らしており、私は入学当初から大学の近くに下宿(家賃:6万円)している。
毎月の生活は、仕送り(月5万円)、学生支援機構の第一奨学金(4万円)のほか、アルバイト(月6万円)で賄っていた。
しかしコロナの影響でアルバイト先が時短営業時間を行った結果、アルバイト収入が月3万円に減ってしまった。実家からの追加の仕送りは見込めない状況である。

この欄には、家族構成や人数、家計状況などについて、できるだけ詳しく記載してください。

4. 添付書類

- ※ 該当書類の「チェック」欄に「○」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を記載のうえ、「チェック」欄に「○」を記入してください。

チェック	書類名
	アパート等の賃貸契約書の写し(自宅外生のみ)
	預貯金通帳の写し(任意)
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等(提出可能な場合)
	アルバイト先からの給与明細(減額前、減額後 ※減少がわかるものが昨年度に属するものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること)(任意)
	奨学生証など認定書の写し
	その他()

「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請の手引き(学生・生徒用)」では(任意)とされている書類であっても、申請内容を確認する観点からできるだけ必要書類は提出してください。

ご記入いただいた情報は、機構の学生支援緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援の例については、次のページを参照してください。

番号	制度名 ※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込む必要があります。	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫・日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金、総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省・日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁・地方公共団体	
11	〇〇市給付金・助成金・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等	地方公共団体	
12	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金	厚生労働省	事業主の方向け
13	持続化給付金	経済産業省	事業主の方向け
14	住居確保給付金	厚生労働省	
15	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	厚生労働省	ひとり親世帯向け

※ 上表は例示であり、その他の支援においても該当し得ることがあるため、不明な点等がある場合は学生課奨学掛までお問い合わせください。

※ 民間の機関が実施している支援（銀行に対する借入金の返済猶予等）や水道・電気・ガス料金の支払い猶予は、対象外とします。